

沖 地 最 審 第 3 号
令和 8 年 8 月 14 日

沖 縄 労 働 局 長
宮 本 淳 子 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 上江洲 純子

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 31 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

記

- 1 沖縄県糖類製造業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 2 号）
- 2 沖縄県新聞業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号）
- 3 沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 3 号）